

議案第6号

平成20年度さいたま市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算(第2号)

平成20年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626,162千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,297,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成21年2月3日提出

さいたま市長 相川 宗一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		8,741,019	△636,513	8,104,506
	1 後期高齢者医療保険料	8,741,019	△636,513	8,104,506
4 国庫支出金		0	10,351	10,351
	1 国庫補助金	0	10,351	10,351
歳入合計		14,924,031	△626,162	14,297,869

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		128,586	10,351	138,937
	2 徴収費	85,456	10,351	95,807
2 後期高齢者医療広域連合納付金		14,790,904	△636,513	14,154,391
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	14,790,904	△636,513	14,154,391
歳出合計		14,924,031	△626,162	14,297,869

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	2 徴収費	徴収事業	10,351